

(別紙)

(都市計画法に基づく開発行為許可申請書)

所 属	環境省石垣自然保護官事務所	回答者	藤田 和也
-----	---------------	-----	-------

申請者	所在地	石垣市字新川414番地1信用ビル2階		
	名 称	株式会社石垣島白保ホテル&リゾーツ 代表取締役 譲名安信		
申 請 区 域	石垣市字白保兼久原2080番3ほか4筆			
申 請 面 積	39,598.56m ²	利 用 目 的	宿泊施設の建設	

所管法令上の問題点及び意見等

1 所管する法令等への抵触の有無及びその手續状況について	宿泊施設の建設地は、自然公園法に基づき指定される国立公園ではないので、公園法には抵触しません。
2 1で抵触の根拠となる法令等の規定、並びにその問題点について	同上
3 その他当該計画についての意見等があれば御記入下さい(自由記載)	<p>・宿泊施設の建設地は国立公園外ではありますが、前面海域は海域公園地区されています。膜分離高度処理浄化槽により汚水を処理し、地下浸透するといわれていますが、排水基準以下としても計画汚水量が大量であること、低濃度の栄養塩は解明されていないことも多くあることから、アオサンゴ群集をはじめとするサンゴ生態系への影響に留意することが必要です。また、計画地が平均海面より低いことから適切に処理されるよう留意が必要です。</p> <p>・第2種特別地域に指定されている白保海岸は継続的にウミガメ類の産卵が確認されている場所です。特に石垣島におけるアカウミガメの産卵数の3割～5割が白保海岸で記録されていることから、貴重な産卵場です。宿泊施設の光による影響の有無や対策が提供資料だけでは不明ですが、宿泊施設の設置によるウミガメ類への影響を懸念されます。</p> <p>・前面海域は白保海岸公園地区に指定されており、熱帯魚やサンゴ等捕獲採集が規制されている等、自然公園法による規制があることから、利用者に対しその周辺を求めることがあります。また、当該海域は、地域の事業者により白保サンゴ礁保全利用協議会が組織され、自然環境の保全と適正な利用を図る取組がされていることから、当該協議会と調整して、海域公園地区的サンゴ礁生態系が保全されるよう、申請者と協力いただくことが必要と思われます。</p>